

特 別 徴 収 Q & A

Q 1 市民税・県民税の「特別徴収」とは何ですか？

A 1 事業所（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員（納税義務者）に対して支払う給与から市民税・県民税を天引きし、従業員に代わって各市町村へ納入していただく制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業所は、地方税法及び市税条例の規定により、特別徴収義務者として市民税・県民税を特別徴収しなければなりません。

Q 2 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A 2 法令改正等があったわけではありません。地方税法及び市税条例の規定により、各市町村は所得税の源泉徴収義務者である事業所を、市民税・県民税の特別徴収義務者として指定することが定められており、今までも特別徴収義務者の要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要がありましたが、一部の事業所には徹底されていませんでした。

Q 3 他の市町村からは何も言われていませんか？

A 3 本来であれば、特別徴収義務者として指定しなければなりません。他市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へ直接お問合せください。なお、特別徴収の推進は全国的に広がっており、愛知県でも、県と県下全市町村が参画する個人住民税特別徴収推進協議会が平成24年7月に設立し、積極的に特別徴収を推進しています。

Q 4 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 4 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとして御理解願います。

Q 5 すべての事業者が従業員の市民税・県民税を特別徴収するのですか？

A 5 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務のある事業所は、原則、市民税・県民税も特別徴収をしなければなりません。

Q 6 パート、アルバイト、非常勤職員であっても特別徴収しなければなりませんか？

A 6 前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、全ての従業員から特別徴収をする必要があります。ただし、次に該当する従業員は普通徴収となります。

- 1 退職者又は退職予定者
- 2 他の事業所で特別徴収されている方

- 3 毎月の給与支払額が少なく、市民税・県民税が給与から引ききれない方
- 4 毎月の給与の支給がなく不定期な方

Q 7 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？

A 7 従業員本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q 8 従業員は家族だけでも特別徴収しなければなりませんか？

A 8 家族だけでも特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人（家事に関する使用人で、いわゆる「お手伝いさん」や「家政婦」と呼ばれる人たちのことです。）のみに給与を支払う場合は特別徴収を行わなくても構いません。

Q 9 毎月、市民税・県民税を納入するのは面倒なのですが、何か方法がありますか？

A 9 給与の支給人員が常時10人未満の事業所であれば、市町村に申請し承認を受けることで年12回の納期を年2回（12月・6月）にすることができます。6月から11月までの天引きした税額を12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までにそれぞれ納入することになります。（納期の特例）

Q 10 市民税・県民税は事業者が計算しなくてもよいのですか？

A 10 市民税・県民税の計算は、1月末までに提出いただく給与支払報告書等の資料に基づき、各市町村で計算して特別徴収税額の決定通知書を送付しますので、事業者が計算する必要はありません。また、所得税のように年末調整する必要もありません。

Q 11 所得税が発生しなければ、市民税・県民税も発生しませんか？

A 11 所得税とは税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても市民税・県民税は発生する場合があります。

Q 12 2カ所以上の事業所に勤務している従業員はどうなりますか？

A 12 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。

※前年度の実績による場合もあり。

Q 13 4月1日には在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A 13

対象となる従業員の1月1日現在の住所地の市町村にその旨を連絡していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q 14

他の市町村からは特別徴収税額の決定通知書が送られてこないのですが。

A 14

従業員の居住する他の市町村から決定通知書の送付のない場合、税額が発生しない又は漏れているなどの可能性があるため、該当する市町村へお問い合わせください。

Q 15

3月に退職した従業員が、送られてきた税額通知書に載っていますが。

A 15

税額通知書の送付のあった市町村に早急に「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

Q 16

特別徴収義務を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか？

A 16

特別徴収義務者として指定された事業者が、特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して納期限後に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うことがあります。また、従業員が納税証明等を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 17

事業不振のため、特別徴収した市民税・県民税を納期限内に納税できないのですが。

A 17

事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので必ず期日までに各市町村に納入してください。なお、不正に事業資金に使用し、納入しない場合は脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は、懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますので御注意ください。

Q 18

特別徴収の手順を教えてください。

A 18

- ①事業者は、1月末までに従業員が居住している各市町村へ「給与支払報告書」を提出します。
- ②各市町村が、市民税・県民税額の計算をします。
- ③給与支払報告書の提出後に、4月1日現在で在籍しなくなった従業員がいる場合は4月中旬までに、その旨を市町村へ届け出てください。
- ④事業者に対して、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が5月31日までに各市町村から送付されます。
- ⑤豊田市に居住している従業員の「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は圧着された状態になっています。必ず、圧着された状態のまま従業員へ配布してください。
- ⑥「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」には、6月から翌年5月までに各従業員から徴収していただく市民税・県民税額（年税額及び月割額）が記載されていますので、従業員の毎月の給与から記載された月割額を徴収してください。
- ⑦徴収した市民税・県民税は、徴収した翌月の10日（金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日）までに、金融機関等で納入してください。